

伊賀市告示第 182 号

伊賀市おためし移住施設利用促進助成金交付要綱を次のように定める。

令和4年7月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市おためし移住施設利用促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市への移住を促進し、定住人口の増加を図り、もって活力ある地域づくりの推進に資することを目的に、伊賀市おためし移住施設（伊賀市おためし移住施設登録制度実施要領（令和4年伊賀市告示第39号）の規定により登録された宿泊施設をいう。以下同じ。）に宿泊し、及び当該施設が提供する移住体験プログラムを利用する者の金銭的負担を軽減するため、伊賀市おためし移住施設利用促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 継続的に生活する意思を持って伊賀市外から伊賀市内に生活の拠点を移すことをいう。
- (2) おためし移住 伊賀市への移住の検討を目的に、伊賀市おためし移住施設に1泊以上滞在し、当該施設が提供する移住体験プログラムを利用することをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、おためし移住をした者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 伊賀市外に住所を有する者
- (2) 当該おためし移住中又は当該おためし移住をした期間の初日から起算して過去90日以内に伊賀市移住コンシェルジュによる移住相談（面談）を行った者又は一日移住体験ツアー「ぐるっと伊賀巡り」に参加した者

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としなない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者又はその関係者
 - (2) 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）について他の助成対象者が次条第2項に規定する同行者に係る助成対象経費として助成金を申請する場合の当該同行者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者
（助成対象経費）

第4条 助成対象経費は、伊賀市おためし移住施設の宿泊料（飲食料金、駐車場料金等の付帯料金を除く。以下同じ。）及び移住体験プログラムの利用料金とする。

- 2 助成対象者が同行者（市外に住所を有する当該助成対象者の1親等の親族であって、当該助成対象者が移住するときは当該助成対象者とともに移住して生活を共にすると見込まれるものに限る。）を伴っておためし移住をした場合は、当該同行者に係る伊賀市おためし移住施設の宿泊料及び移住体験プログラムの利用料金についても、助成対象経費とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成対象経費の額の2分の1の額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、助成対象者及び同行者ごとに計算するものとし、1人につき1泊当たり5,000円を限度とする。

（助成金の交付の申請等）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、おためし移住の終了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、伊賀市おためし移住施設利用促進助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者及び同行者が市外に居住していることを証する書類
 - (2) 助成対象経費の額及びその支払完了を証する書類
 - (3) 誓約書兼同意書（様式第2号）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 助成金の交付の申請は、一のおためし移住ごとに行うものとする。
- 3 前項の場合において、一のおためし移住とは、連続する日における同一の伊賀市おため

し移住施設への滞在及び当該施設が提供する移住体験プログラムの利用とする。

- 4 助成対象者として又は同行者としての別を問わず、一の者につき一の年度において受けることができる助成金の上限額は、30,000円とする。

(助成金の交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

(交付決定等の通知及び交付)

第8条 市長は、前条の規定による審査の結果、助成金の交付を決定したときは、当該申請者が指定する金融機関口座への振込みにより助成金を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による助成金の交付をもって、当該申請者に対する助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の通知に代えることができる。
- 3 市長は、前条の規定による審査の結果、助成金を交付しないものと決定したときは、当該申請者に対し、伊賀市おためし移住施設利用促進助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により交付決定を受けたことが判明したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該交付済みの助成金の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日より施行する。

伊賀市告示第 183 号

伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年7月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食の安定的な実施及びコロナ禍において原油価格や物価高騰に直面する伊賀市立小中学校に通う児童生徒の保護者の学校給食費負担軽減を図るため、予算の範囲内において伊賀市学校給食費負担軽減補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第26条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 伊賀市地域とともに学校マニフェスト推進事業実施要綱（平成29年伊賀市教育委員会告示第7号）第2条に規定する学校支援地域本部（以下「地域本部」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を必要と認めるもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、いがっこ給食センター元気、いがっこ給食センター夢、大山田給食センター又は自校調理を実施する小中学校で使用する食材等の購入の補助に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、令和4年7月から令和5年3月までの間に、大山田給食センター、いがっこ給食センター夢若しくはいがっこ給食センター元気で調理され当該地域本部が事業を行う学区に存する学校に提供された給食又は当該地域本部が事業を行う学区に存する学校において調理された給食1食当たり20円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定し、伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 申請者は、補助金の対象となった事業が完了したときは、令和5年3月31日までに伊賀市学校給食費負担軽減補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の確定）

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上補助金の額を確定し、伊賀市学校給食費負担軽減補助金確定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、市長が交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定の範囲内で概算払をすることができる。

2 申請者は、前項ただし書に規定する概算払を受けようとするときは、伊賀市学校給食費負担軽減補助金概算払申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

伊賀市告示第 184 号

伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年7月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としてオフィスの分散やテレワーク等、多様な働き方が広がりを見せる中、これらの新しい働き方に対応したテレワーク施設を市内の空き家又は空き店舗を改修して整備する者に対し予算の範囲内で伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第26条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する家屋又はこれに附属する工作物であって、居住の用に供されていないことが常態であるものをいう。
- (2) 空き店舗 市内に存する現に事業の用に供されていない店舗であって、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗以外のものをいう。
- (3) テレワーク施設 情報通信技術を活用して場所や時間にとらわれない柔軟な働き方ができる施設をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件の全てを満たす事業者とする。

- (1) 定款、規約、会則等の定めにより活動していること。
- (2) 政治活動、宗教活動を目的としていないこと。

(3) その構成員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

(4) 地方税を滞納していない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める者については、補助対象者とすることができる。

（補助対象事業）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 施設整備事業 市内の空き家又は空き店舗を改修してテレワーク施設を整備する事業であつて、施設整備と運営が一体となった事業計画を有するものをいう。この場合において、当該空き家又は空き店舗は、耐震基準を満たすもの（当該施設整備により耐震基準を満たす場合を含む。）でなければならない。

(2) プロジェクト推進事業 施設整備事業に附帯して実施するソフト事業をいう。

（補助対象経費及び補助率）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 土地の取得、造成及び補償に係る経費は、補助金対象経費としない。

（補助金の交付条件）

第6条 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 次条の規定による申込みの内容に基づき、10年以上継続して事業を行うこと。

(2) 補助金の交付を申請した日の属する年度の3月17日までに施設整備事業を完了すること。

(3) 補助対象事業の実施について、活用する空き家又は空き店舗の所有者等の同意を得ていること。

(4) 補助対象事業の実施の際に発生する発注行為については、市内業者を利用すること。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(5) 工事請負契約その他の補助対象事業に係る契約は、補助金の交付の決定の日以後に締結すること。

(6) 補助対象事業が他の補助金等を活用する事業でないこと。

(7) 補助対象事業が伊賀市の適正な土地利用に関する条例（平成29年伊賀市条例第23号）

以下「土地利用条例」という。) 第7条第1項の伊賀市土地利用基本計画に整合していること。

(8) 伊賀市ふるさと風景づくり条例(平成20年伊賀市条例第47号)第8条第1項の規定により重点区域に指定された区域において工事を行う場合は、歴史・文化性等を尊重し町並みや景観形成に配慮すること。

(9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域に指定された区域内の建築物に係る工事は、同法第10条第1項の規定により特定開発行為の許可を受け、同法の規定により施工すること。

(審査の申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「補助申請者」という。)は、伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業審査申込書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添付し、市長に申し込まなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 位置図

(3) 事業者概要

(4) 空き家又は空き店舗の売買又は賃貸借に係る契約書の写し(契約前の案も可とする。)

(5) 改修等に係る設計図書及び見積書

(6) 地方税の未納税額がないことを証明するもの(納税証明書等)

(7) 現況写真

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査及び通知)

第8条 前条の規定による申込みがあったときは、別に定める伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業審査会(以下「審査会」という。)において、当該申込みに係る補助対象事業の内容、事業者等について審査を行う。

2 市長は、前項の審査が完了したときは、当該審査の結果に基づき補助対象事業の採択の可否を決定し、伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業審査結果通知書(様式第3号)により、審査結果を当該補助申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 前条第2項の規定による補助対象事業の採択の決定を受けた補助申請者は、伊賀市

空き家活用テレワーク施設整備事業補助金交付申請書（様式第4号）により補助金の交付を市長に申請しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第11条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の期間若しくは補助対象事業に要する経費を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業変更（中止）承認申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、変更又は中止を承認するときは、伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業変更（中止）承認通知書（様式第6号）により当該補助事業者には通知するものとする。

（着手及び実績報告書）

第12条 補助事業者は、補助対象事業に着手したときは、規則第12条第1項に規定する補助事業等着手届に補助対象事業に係る次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 工事請負契約書又は工事請書の写し
- (2) 土地利用条例第30条第1項に規定する適合通知書又は同条例第52条第1項に規定する特定事業認定書の写し（同条例第2条第2号に規定する建築開発事業を行う場合に限る。）
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項に規定する確認済証の写し（補助対象事業が200㎡以上の建築物に係るものであって、同条第1項に該当する場合に限る。）
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項に規定する届出に係る届出書の写し（補助対象事業に係る工事が同法第9条第1項に該当する場合に限る。）
- (5) 施工事業者又は施工事業者の下請事業者の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第14条第1項の許可を受けた者であるこ

とを証する書面の写し

- (6) 産業廃棄物の運搬及び処分の委託に係る契約書（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号に規定する委託契約書に限る。）の写し（産業廃棄物の運搬又は処分を第三者に委託する場合に限る。）

2 補助事業者は、交付決定を受けた日の属する年度の3月27日までに、伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業補助金実績報告書（様式第7号）に補助対象事業に係る次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第8号）
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業完了が分かる写真
- (4) 廃掃法第12条の3第1項の産業廃棄物管理票の写し（産業廃棄物が生じた場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、これを審査し、補助対象事業が適切に行われたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第14条第2項の規定により通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額の確定をした後にこれを行うものとする。

（事業経過報告）

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度より10年間、伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業経過報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業概要書
- (2) 収支決算書
- (3) 直近の所得税又は法人税申告書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、

当該補助事業者に対し既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第6条に規定する条件を満たさなくなったとき。
- (3) 補助対象事業により取得した資産を他の目的に使用し、又は他の者に貸し付け、若しくは譲渡したとき。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額及び補助限度額
施設整備事業	(1) 事業計画を実施するために必要な改修工事費 (2) 通信環境整備費 (3) 施設の整備・改修を行う際に必要となる備品の購入費	補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額 (1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とし、2,000万円を上限とする。
プロジェクト推進事業	(1) プロモーション経費 (2) ビジネスマッチング経費 (3) 企業等の誘致活動経費 等	補助対象経費の総額 (1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とし、200万円を上限とする。

伊賀市告示第 185 号

令和 4 年度伊賀市職員選考採用募集要項を次のとおり定める。

令和 4 年 7 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和4年度

伊賀市職員選考採用募集要項

(薬剤師・臨床検査技師 募集)

令和 4 年度
伊賀市職員選考採用募集要項

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
薬 剤 師	薬剤師免許を有する人又は採用予定日までに取得見込みの人	平成元年4月2日以降に生まれた人	若干名
臨床検査技師	臨床検査技師免許を有する人又は採用予定日までに取得見込みの人	昭和54年4月2日以降に生まれた人	若干名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を持たない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職にはつけません。

◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【選考試験】

- ・ 日 時 令和4年9月2日（金）
時間等は応募された方に後日お知らせします。
- ・ 会 場 伊賀市立上野総合市民病院
- ・ 内 容 作文試験、面接試験

【提出書類】

- ・ 令和4年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書 1通
募集要項及び申込書は、病院総務課に備え付けています。
また、伊賀市立上野総合市民病院ホームページ (<https://www.cgh-iga.jp>) からダウンロードできます。また、伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/>) からアクセスできます。

【受付期間】

令和4年7月1日（金）から8月19日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

郵送による申込みは、必ず「簡易書留」とし、8月19日（金）午後5時15分までの必着とします。

（※）注意事項

- ・郵送による申込みの場合、受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。
- ・受験票は郵送でお届けします。受験日 4 日前までに到着しないときは次項の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、選考採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は、一切お返しいたしません。

【申込先及び問い合わせ先】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課（TEL0595-41-0065）

【採用予定日】

令和 5 年 4 月 1 日（土）

【勤務地】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院

【勤務条件（令和 4 年 4 月 1 日現在）】

- ◇ 初任給
（薬剤師）6 年制大学卒 211,300 円、4 年制大学卒 195,500 円
（臨床検査技師）大学卒 188,700 円、短大 3 卒 182,200 円
・前職歴等に応じて加算措置があります。
・諸手当として、期末・勤勉手当（4.3 ヶ月分（採用初年度は採用日により異なる。）、地域手当（給料・扶養手当の合計額の 3/100）、特殊勤務手当が支給されます。併せて、要件に該当する場合は、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。
- ◇ 休暇
年次有給休暇として年間 20 日（採用年は採用日により異なる。）が付与され、残日数がある場合は 20 日を限度に翌年に繰り越すことができます。
その他結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 給与及び勤務条件は、伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。
- 2 病院敷地内に託児施設があります。
- 3 採用内定前、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。

令和4年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書

受験職種	薬剤師・臨床検査技師 (受験する職種に○をつけてください。)
------	--

受験番号	(市記入欄)
------	--------

写真
 縦4cm
 横3cm
 申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付

年 月 日現在 (すべて和暦で記載してください。)

フリガナ		性別(※1)	
氏名			
生年月日	昭和・平成	年 月 日生	(満 歳)
フリガナ			
現住所	〒 -	TEL - -	
		緊急連絡先(必ず記載してください。)	TEL - -
フリガナ			
連絡先(※2)	〒 -	TEL - -	

※1 性別欄は、戸籍上の性別を記載してください。
 ※2 連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記載してください。

学 歴 (中学校から順に最終学歴(在学中を含む。)まですべて記載のこと。)						
学 校 名	学部名	学科名	期 間		区 分	
			年 月	から	卒	年中退
			年 月	まで	卒見	年在学
			年 月	から	卒	年中退
			年 月	まで	卒見	年在学
			年 月	から	卒	年中退
			年 月	まで	卒見	年在学
			年 月	から	卒	年中退
			年 月	まで	卒見	年在学

職 歴 (ある場合は古い順に現在の職まですべて記載のこと。(臨時職員・パートを含む。))			
※ 同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記載してください。			
勤 務 先	所 在 市 町 村	期 間	
		年 月	から
		年 月	まで
		年 月	から
		年 月	まで
		年 月	から
		年 月	まで
		年 月	から
		年 月	まで

免許資格等(自動車運転免許を含む。) ※受験資格に必要な免許資格等については、取得見込みも記載してください。	
取 得 年 月 日	免 許 資 格 等 の 名 称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。また、申込書に記載したことは、事実と相違ありません。

氏名 (自署のこと。)

に、「年 月 日生」を「年 月 日」に改める。

様式第8号中

生年月日	年 月 日	性別	男・女
------	-------	----	-----

を「生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日」に

改める。

様式第10号中

ふりがな		保険者番号	/																
保険者氏名		被保険者番号																	
個人番号																		性別	男・女

を「ふりがな 被保険者氏名 保険者番号 被保険者番号 個人番号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第6号から様式第8号まで及び様式第10号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 187 号

伊賀市介護保険サービスに係る社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年7月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市介護保険サービスに係る社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市介護保険サービスに係る社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業実施要綱(平成16年伊賀市告示第36号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「

生年月日	明・大・昭 年 月 日生	性 別	男 ・ 女
------	--------------	-----	-------

」 を

「

生年月日	明・大・昭 年 月 日
------	-------------

」 に、

「

生 年 月 日	性 別

」 を 「

生年月日

」 に改める。

様式第2号及び様式第3号中 「

」 を削る。

様式第5号中「伊 指令第 号」を「伊賀市指令 第 号」に改め、「

」を削る。

様式第7号中「伊 指令第 号」を「伊賀市指令 第 号」に改め、「

」を削る。

様式第9号中「指令第 号」を「伊賀市指令 第 号」に改め、印を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 188 号

伊賀市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年7月8日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成16年伊賀市告示第46号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第3号中「人権生活環境部市民生活課長」を「人権生活環境部住民課長」に改め、同条第4項中「者を」の次に「審査会の」を加える。

附 則

この告示は、令和4年7月8日から施行する。

伊賀市告示第 189 号

(仮称) 伊賀市汚泥再生処理センター長期包括運転管理業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和4年7月8日

伊賀市長 岡 本 栄

(仮称) 伊賀市汚泥再生処理センター長期包括運転管理業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱を廃止する告示

(仮称) 伊賀市汚泥再生処理センター長期包括運転管理業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱 (令和元年伊賀市告示第 69 号) は、廃止する。

附 則

この告示は、令和4年7月8日から施行する。

伊賀市告示第 190 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 168 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 7 月 13 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

木興町自治会

代表者の氏名 福德 大司

代表者の住所 伊賀市木興町 2129 番地の 6

2 変更事項

(1) 代表者

旧代表者の氏名 山中 治紀

新代表者の氏名 福德 大司

旧代表者の住所 伊賀市木興町 15 番地の 66

新代表者の住所 伊賀市木興町 2129 番地の 6

(2) 事務所の所在地

旧事務所の所在地 伊賀市木興町 15 番地の 66

新事務所の所在地 伊賀市木興町 2129 番地の 6

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 17 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 191 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 11 年伊賀町告示第 37 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 7 月 13 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

岡鼻区

代表者の氏名 中川 寛章

代表者の住所 伊賀市柘植町 4784 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 橋本 佳典

新代表者の氏名 中川 寛章

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 4490 番地

新代表者の住所 伊賀市柘植町 4784 番地の 1

3 変更の年月日

令和 4 年 7 月 1 日

4 変更の理由

代表者の申出による変更

伊賀市告示第 192 号

伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年7月22日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成18年伊賀市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「1年以上」の次に「(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上)」を加える。

第4条第11号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同号を同条第13号とし、同条第10号の次に次の2号を加える。

- (1) シスコシステムズ認定資格
- (2) L P I 認定資格

附 則

この告示は、令和4年7月22日から施行する。